

令和6年11月27日

総合調整会議資料

令和6年10月28日

栗東市長 竹村 健 様

栗東墓地公園管理委員会

会長 矢部 健次



答 申 書

令和6年8月2日付け栗環政第424号にて当委員会に諮問のありました「栗東墓地公園における合葬墓の整備」につきまして、当委員会において慎重に内容等の検討を行った結果、別添の「栗東墓地公園合葬墓整備（案）」のとおり答申します。

今後、本答申に基づき、安らぎのある合葬墓の整備を行えるよう、速やかな判断のうえ、継続的な墓地運営に最善の努力をされることを期待します。

栗東墓地公園合葬墓整備（案）

1. 背景

少子高齢化が進行している現代において、出生者数より死亡者数が大きく上回り、死亡者数の増加に伴うお墓の需要が見込まれる一方で、お墓の承継者がいないという問題が深刻化しています。

また、高度経済成長期以降の核家族化に加え、単身世帯の増加により、家族形態は多様化し、お墓を承継していくことが当然という価値観や文化が変わってきています。

このように、今後、お墓を承継する人が途絶えてしまい、無縁墓になる事例が多く、親族による承継を前提とした墓制度の維持が困難になってきている中、死者の尊厳を守り、安らかに眠ることができるようなお墓の在り方が模索されています。

本市におきましても、このような課題は例外ではなく、墓の維持管理や承継が困難な方、やむを得ず自宅にお骨を保管している方の要望に応えるため、合葬墓の整備を計画しています。

この計画は、市民が安心して暮らせる環境づくりを進め、市民に親しまれ、市民が誇れる合葬墓の在り方、整備方針について策定するものです。

2. 合葬墓とは

家族や親戚などの血縁関係がある者同士だけではなく、様々な人と一緒に埋葬され、多くの遺骨を永代的に収納できる一つの大きなお墓です。

3. 整備方針

3-1 予定地

- 栗東市小野143番地 栗東墓地公園内（図1参照）

3-2 コンセプト

- 一切の宗教色をなくしたシンプルなデザイン
- 将来的な維持管理コストの低減を考慮した構造

3-3 構造

- 墓石（モニュメント形式）
- カロート（地下埋設）
- 献花台
- 記名板

3 - 4 埋蔵数

- 2,000 体

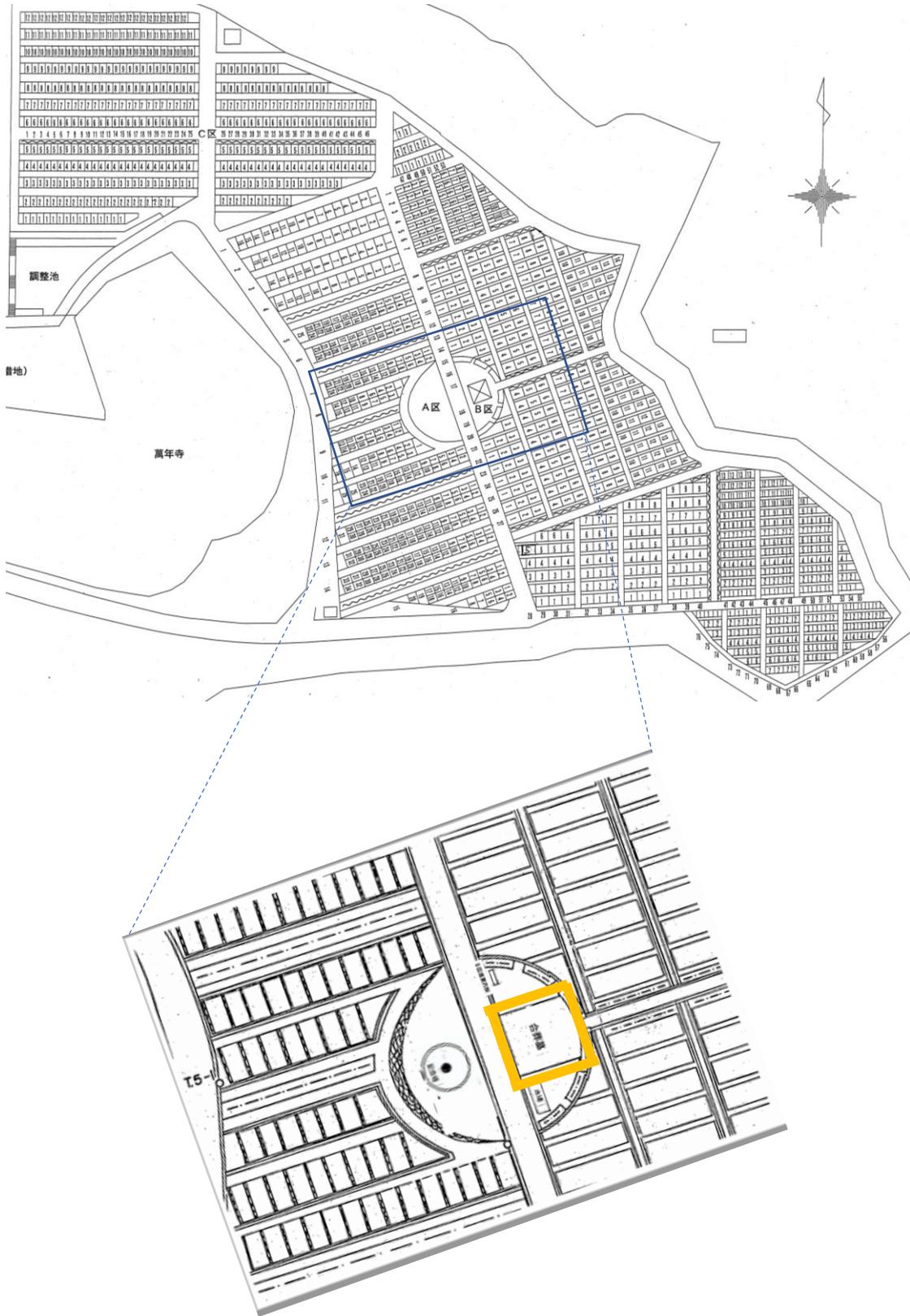
整備予定地に入るカロートの中で最大のサイズが 2,000 体となります。

3 - 5 整備費用

- 合 葬 墓 2,200 万円

- 記名板土台 32 万円/60 枚

【图 1】



4. 運営

4-1 対象者

【埋蔵】

- 栗東市内に住民票があり、2親等以内の焼骨をお持ちの方

生活環境や社会構造の変化がある中、市民の方々の大切なご家族のお骨を安心して納められるように努めます。

- 申請者が栗東墓地公園の使用者であり、合葬墓へ焼骨を改葬する方

栗東墓地公園を使用されている方の財源で整備を行っているため、合葬墓へ改葬される希望がある場合は改葬できるようにすることを想定しています。

【改葬事前登録】

- 申請者が栗東墓地公園の使用者であり、栗東墓地公園に埋蔵されている焼骨の改葬を予定されている方

申請者が栗東墓地公園の使用者であり、合葬墓へ焼骨を改葬する方の中で、今すぐに改葬はせず、今後、改葬を予定している方の申請を受け付けます。

【生前登録】

- 栗東市内に住民票がある方

4 - 2 使用料・生前登録料

●100,000 円/体

承継を前提としないお墓になりますので、利用者、改葬事前登録者、生前登録者に使用時（登録時）に使用料を支払い、以降は支払うことがなくなります。そのため、承継者がいなくても安心して利用でき、安らぎが得られるお墓にします。

改葬事前登録及び生前登録を止める際は、栗東墓地公園使用許可の返還手続きと類似していることから、削除申請にて、定められた割合の還付をします。（6～8割程度を想定）

4 - 3 管理料

●なし

管理料は、使用料に包含しているため、継続的な納付は必要ありません。

4 - 4 記名板

●50,000 円/1枚

納骨されるまたは納骨されている方の記名を2行程度ですることが可能となります。（名前、〇〇家、没年月日等）

記名可能数は300~1,000枚としており、需要に沿って記名可能数を増加して

いきます。

4－5 納骨方法・参拝方法

●納骨方法

骨壺から焼骨を出し、栗東市指定の納骨袋に入れて、カロート内に埋蔵する。

●参拝方法

合葬墓の前に設置する献花台からの間接参拝とする。

4－6 募集

対象者（4－1）に該当する場合、通年受付を可能としています。

生前登録は、毎年度一定の期間において募集を実施し、一度の申請期間で埋蔵可能数が埋まらないようにします。

合葬墓は、栗東墓地公園使用者の使用料によって整備するため、使用者及び使用者の1親等以内の親族には、生前登録運営開始より、少し早い段階で一度目の募集を行い、優先的に生前登録ができるようにします。

※なお、その他の詳細の運用については、令和7年度墓地公園管理委員会において検討する。

5. 計画要旨

人口	70,434 人(令和 6 年 10 月 1 日)
埋蔵可能数	2,000 体
対象者	栗東市内に住民票があり、2 親等以内の焼骨をお持ちの方 申請者が栗東墓地公園を使用しており、栗東墓地公園から合 葬墓へ焼骨を改葬する方
管理料	なし
使用料・生前登録制度	100,000 円/体
記名板	50,000 円/枚
整備費用 (概算)	合葬墓：2,200 万円 記名板土台：32 万円/60 枚
納骨方法	骨壺から焼骨を出し、栗東市指定の納骨袋に入れて、カロー ト内に埋蔵する。
参拝方法	合葬墓の前に設置する献花台からの間接参拝とする。
募 集	【埋 蔵】 通年受付 【生前登録】 件数を限定して定期的に募集

6. 今後のスケジュール

令和6年12月	環境建設常任委員会 その他事項報告 議会説明会
令和7年 3月	3月議会 栗東墓地公園等整備基金条例 条例改正
令和7年 4月	実施設計書作成業務 発注
令和7年 7月	令和7年度 第1回栗東墓地公園管理委員会
令和7年 8月～	合葬墓整備工事
令和7年10月	令和7年度 第2回栗東墓地公園管理委員会
令和7年12月	環境建設常任委員会 その他事項報告 議会説明会(条例改正 使用料)
令和8年 3月	3月議会 栗東墓地公園条例 条例改正
令和8年 4月	運用開始

栗東墓地公園等整備基金条例を改正する改め文

栗東墓地公園等整備基金条例の一部を次のように改正する。

第1条中「栗東墓地公園用地取得」の次に「、栗東墓地公園整備」を加える。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

栗東墓地公園等整備基金条例新旧対照表

現行	改正案
<p>栗東墓地公園等整備基金条例</p> <p style="text-align: right;">昭和60年3月25日 条例第10号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 栗東墓地公園用地取得_____及び火葬場建設を促進するため、栗東墓地公園等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条—第7条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>栗東墓地公園等整備基金条例</p> <p style="text-align: right;">昭和60年3月25日 条例第10号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 栗東墓地公園用地取得、<u>栗東墓地公園整備</u>及び火葬場建設を促進するため、栗東墓地公園等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条—第7条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

○栗東墓地公園等整備基金条例

昭和60年3月25日

条例第10号

(設置)

第1条 栗東墓地公園用地取得及び火葬場建設を促進するため、栗東墓地公園等整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、墓地公園永代使用料を含め、予算の定めるところによる。

(運用及び管理)

第3条 市長は、基金の設置目的に応じ、基金を効率的に運用し、确实かつ有利な方法で保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、栗東市一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替等運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は栗東市一般会計に貸し付けて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り栗東市一般会計に計上して基金を処分する。

(1) 第1条に定める設置目的に要する経費の財源に充てるとき。

(2) 栗東墓地公園使用地の返還により、永代使用料の還付の必要が生じたとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月30日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月25日条例第9号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月26日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。